

第3次宮崎県動物愛護管理推進計画（素案）の概要

1 計画策定の趣旨

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第5条で規定される「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」と言う。）」に即して、同法第6条に基づき都道府県が策定するものであり、都道府県における動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、県、市町村、民間の連携による計画的かつ統一的な施策遂行を図るためのものです。

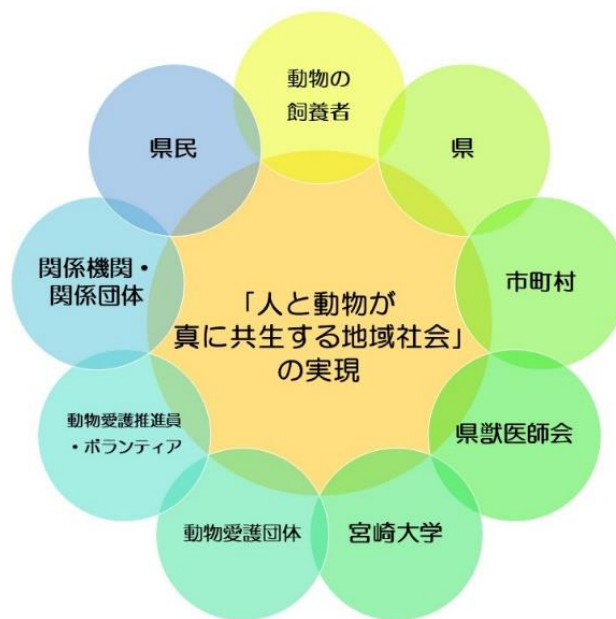
この計画では、県民ひとりひとりの中に、動物の命を尊重する考え方及び態度を醸成し、動物に対する社会的な責任を自覚した上での適正な飼養等を普及させることにより、適切な動物の愛護及び管理の基盤となる県民共通の理解を形成し、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現を図ります。

【計画期間】令和3年度～令和12年度（10年間）

2 計画の基本方向

「人と動物が真に共生する地域社会」の実現を図り、それを通して究極目標である「犬猫の殺処分ゼロ」を目指すため、動物愛護行政を充実させ、各種動物愛護事業において総合的な取組を行い、動物の適切な愛護及び管理を推進します。以下の3つの基本方向のもと、個別施策に取り組みます。

- (1) 動物の適正飼養管理の推進
- (2) 動物愛護の普及啓発と定着
- (3) 県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築



図：動物の愛護及び管理に関する多様な関係者（イメージ）

3 宮崎県の動物愛護管理の現況

(1) 動物愛護管理関係指標の現況

本県の動物愛護管理行政における現況として、犬及び猫の引取り数、犬及び猫の殺処分数（引取り後の死亡数含む）、苦情相談件数について、第1次・第2次計画策定時のそれぞれの基準年度である平成18年度・平成24年度の実績及び第3次計画の基準年度とする令和元年度の実績を以下に示しています。

■犬及び猫の引取り数の推移（平成18年度～令和元年度）

	平成18年度	平成24年度	令和元年度
犬の引取り数（頭）	2,117	692	62
猫の引取り数（匹）	3,709	1,514	89
合計（頭・匹）	5,826	2,206	151

■犬及び猫の殺処分数の推移（平成18年度～令和元年度）

	平成18年度	平成24年度	令和元年度
犬の殺処分数（頭）	3,476	1,028	114
猫の殺処分数（匹）	3,709	2,024	344
合計（頭・匹）	7,185	3,052	458

■殺処分3分類と令和元年度犬及び猫の殺処分実績（県市合計）

殺処分の3分類	犬殺処分数	猫殺処分数	合計
①譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）	87 (0)	89 (31)	176 (31)
②①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③引取り後の死亡	27 (2)	255 (180)	282 (182)
合計	114 (2)	344 (211)	458 (213)

() 内は負傷動物として収容した犬猫の内訳

【参考】環境省策定の基本指針等による「殺処分数」の分類

- ① 譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引取り後の死亡

■苦情相談受付件数の推移（平成18年度～令和元年度）

	平成18年度	平成24年度	令和元年度
犬の苦情相談件数（件）	3,383	2,292	1,742
猫の苦情相談件数（件）	未集計	1,016	1,968
合計（件）	3,383 (犬のみ)	3,308	3,710

(2) 動物愛護管理施設の現況

保護、あるいは引き取った犬及び猫は県内7保健所、動物愛護センター及び動物保護管理所で管理しています。

動物愛護センターについては、動物愛護管理施策の中核拠点として活用し、事業の推進を行っていきます。

■県内の主な動物愛護管理施設の概要

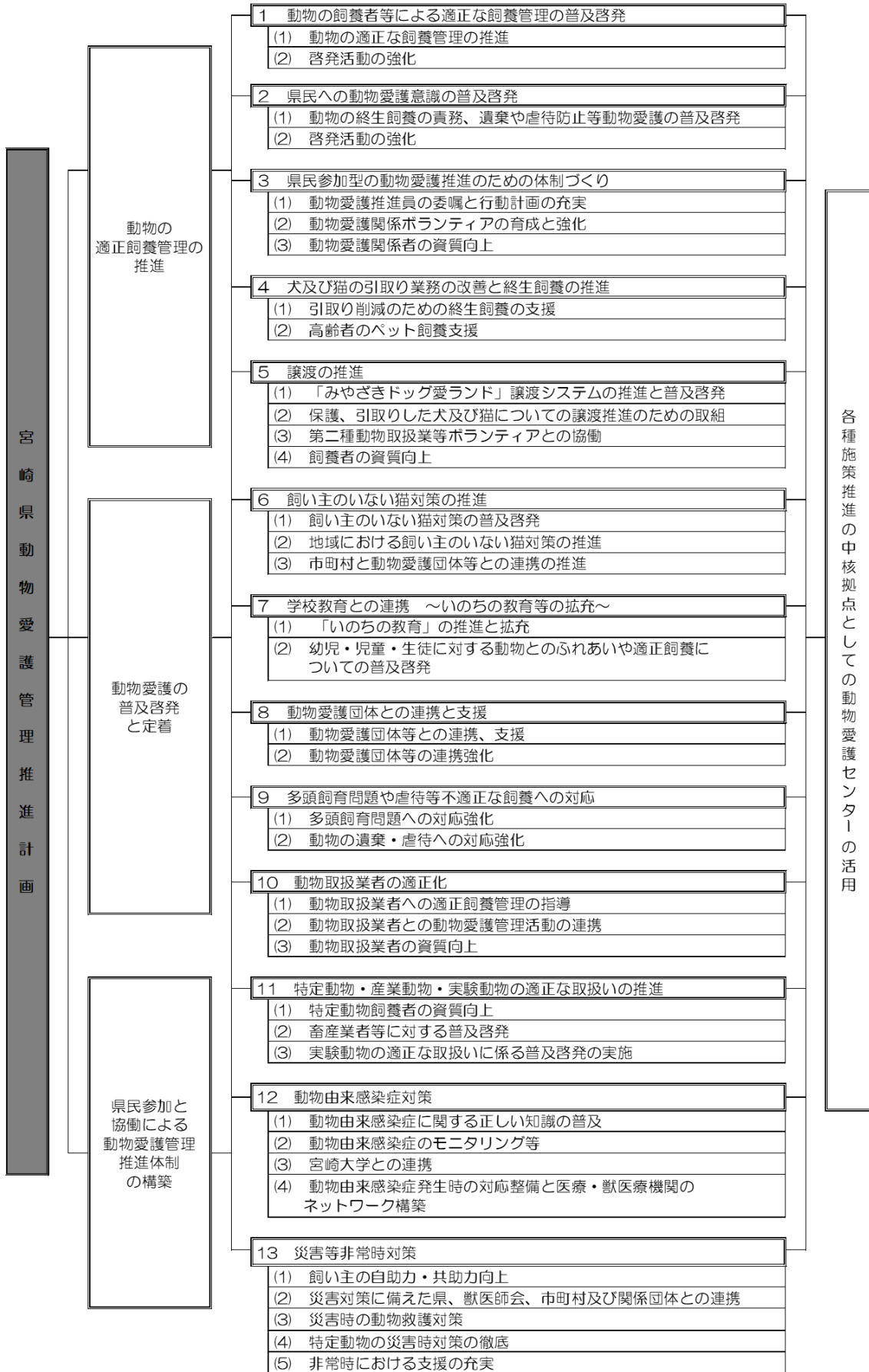
施設名	みやざき 動物愛護センター	都城動物保護管理所	日向動物保護管理所
開所年月	平成29年4月	昭和44年4月	昭和45年4月
所在地	宮崎市清武町 木原4543-8	都城市高崎町 東霧島904-1	東臼杵郡門川町大字加草 山の神276-4
敷地面積	15,423㎡	2,751㎡	2,826㎡
建物面積	1,184㎡	298㎡	141㎡
機能 (施設・設備)	①動物の保管 ②処置・治療・手術 ③多目的スペース ・講習会 ・譲渡会 ・県民活動拠点 ④ドッグラン ・適正訓練指導 ・ふれあい ⑤災害時拠点	①動物の保管 ②処置・治療 ③適正訓練指導 ④災害時拠点	①動物の保管 ②処置・治療 ③適正訓練指導 ④災害時拠点
備考	宮崎県・宮崎市共同		

4 施策の体系と具体的な取組

本計画では、基本指針と本県における動物愛護管理の現況を受けて、3つの基本方向と13の具体的な取組を策定して課題解決を図ります（図：動物愛護管理施策の体系図）。

(計画の基本方向)

(具体的な取組)



図：動物愛護管理施策の体系図

5 主な課題と関連データ

動物愛護管理行政を取り巻く主な課題として、以下に示すものがあります。今回の改定において、これらの課題解決のための取組が求められます。

課 題	具体的な 取組番号 (※前頁 体系図内)	備 考 (R元年度データ等)
●所有者不明で保護、引取りされる犬猫の一層の削減	1	<ul style="list-style-type: none"> 所有者不明の犬の保護、引取り数 858頭 所有者不明の猫の保護、引取り数 824匹
●動物の飼養者等による不適正な飼養管理 (不適正な飼養管理例) <ul style="list-style-type: none"> ・犬の放し飼い ・動物への無秩序な餌やりによる無秩序な繁殖及びそれに伴う周辺的生活環境悪化 ・多頭飼育問題、遺棄・虐待 等 	1, 9	<ul style="list-style-type: none"> ・犬に関する苦情相談 1, 742件 ・猫に関する苦情相談 1, 968件
●県民全体に対する動物愛護管理に関する普及啓発の一層の推進	2, 7	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護行事開催数 10回 ・いのちの教育履修児童数 43校・9団体 2,275名 ・動物愛護教室履修児童数 813名
●地域に根付いた普及啓発の不足	3	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護推進員委嘱数 31名
●行政へ協力する動物愛護関係ボランティアの不足	3	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護関係ボランティア登録数 28名
●所有者から引取りされる犬猫の一層の削減	4	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者からの犬引取り頭数 62頭 ・ // 猫引取り頭数 89頭
●行政引取り後の死亡犬猫(離乳前動物、負傷動物等)の一層の削減	5	<ul style="list-style-type: none"> ・引取り後の死亡(犬) 27頭(うち負傷犬2頭) ・引取り後の死亡(猫) 282匹(うち負傷猫182頭)

●飼い主のいない猫の無秩序な繁殖による生活環境の悪化	6	<ul style="list-style-type: none"> 猫に関する苦情相談 1,968件 野良猫の不妊去勢手術匹数 856匹（県・宮崎市合計）
●災害等非常時における自助、共助の推進と公助体制の整備の不足	13	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の連携協定の締結状況 九州山口9県（H25） 獣医師会（H26）

6 動物愛護管理推進目標の設定

犬及び猫の殺処分数の減少に向けての取組を行うとともに、殺処分数減少や動物愛護思想の醸成のための取組について新たに目標値を定め、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現を目指します。

（1）犬及び猫の殺処分数（※国の基本指針に準拠して設定）

犬及び猫の殺処分（負傷動物を除く）について、譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難な個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度までに平成30年度比60%減（基本指針では「平成30年度比50%減」）となるよう目指します。

■犬及び猫の殺処分数

	平成30年度 （基準年度）	令和12年度 （目標年度）
犬及び猫の殺処分数	416	166
（うち犬の殺処分数）	146	
（うち猫の殺処分数）	270	

※基準年度は国の基本指針に準拠して設定

（2）犬及び猫の返還・譲渡率（※県独自設定）

犬及び猫の殺処分数を減少させるため、この計画で実施する施策等とおして、返還・譲渡を推進し、令和12年度までに犬の返還・譲渡率を90%以上、猫の返還・譲渡率を70%以上となるよう目指します。

■犬及び猫の返還・譲渡率

	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
犬の返還・譲渡率	86%	90%以上
猫の返還・譲渡率	64%	70%以上

※基準年度は最新年度に設定

(3) 動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティア数 (※県独自設定)

この計画における施策を実行するにあたり、行政単独では困難なことが想定されます。そのため、地域における動物愛護を推進する動物愛護推進員を委嘱し、また、施策実行に協力する動物愛護関係ボランティアの登録を積極的に行い、令和12年度までに動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティア数を令和元年度比で3倍に増やします。

■動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティア数

	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
動物愛護推進員及び 動物愛護関係ボランティア数	59名	177名

※基準年度は最新年度に設定

(4) いのちの教育や動物愛護教室等の履修児童数 (※県独自設定)

将来における「人と動物が真に共生する地域社会」の実現のためには、幼少期における動物愛護思想の醸成が非常に重要となります。そのため、令和12年度までに累計25,000人の児童を対象にいのちの教育や動物愛護教室等を広く実施します。

■ いのちの教育や動物愛護教室等の履修児童数

	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
いのちの教育・動物愛護教室等 の履修児童数	3,088名	累計 25,000名

※基準年度は最新年度に設定